障生第1375号

令和4年7月7日

各事業所・施設管理者　様

大阪府福祉部長

大阪府障がい福祉サービス事業所燃料費高騰対策支援金の申請受付の開始について

日ごろから本府福祉行政の推進にご協力をいただき、ありがとうございます。

　本府におきましては、コロナ禍において物価高騰の影響を受ける事業所等において、特に影響が大きいガソリン代について、施設の性質上、日々車両にて利用者の送迎等が基本業務となる通所系、訪問系等の障がい福祉サービス事業者の負担軽減のため、ガソリン代の高騰分見合いに対して支援を実施することといたしました。

つきましては、下記の内容をご確認いただき申請をお願いいたします。

　なお、申請書類、手続方法等の詳細については、大阪府ホームページにてお知らせいたします（令和４年７月８日（金）９時予定）のでご確認ください。

記

１．申請期間

　　　令和４年７月８日（金曜日）～令和４年７月31日（日曜日）

２．対象事業所

【通所系等】

療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型)、就労定着支援、自立生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、短期入所

【訪問系等】

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、相談支援（地域移行）、相談支援（地域定着）、相談支援（計画相談）、相談支援（障がい児相談）

３．支給対象（通所系、訪問系等の障がい福祉サービス事業所のうち、以下の項目に該当。）

〇大阪府内において、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する　　　障がい福祉サービス（以下「サービス」という。）を提供している事業所（上記２のとおり）を運営する法人又は開設者であること。

〇令和４年４月１日から同年６月３０日までの間（以下、「対象期間」という。）、利用者の送迎、利用者宅への送迎を実施し、サービスを提供していること。ただし、対象期間において、新規に指定を受けた事業者及び休止していたサービスの提供を再開した事業者についても支給対象とする。ただし、以下の１～３のいずれかに該当すること。

　　　　1.令和４年４月１日以前に指定、４月中に新規指定もしくは休止から再開した場合
　　　　・４～６月の間、ひと月の半分以上（※）についてサービスを提供。
　　　　・かつ、３か月継続してサービスを提供し、その提供にあたり申請する自動車等を

　　　　　　使用している。

　　　　２.令和４年５月中に新規指定、もしくは休止から再開した場合
　　　・５～６月の間、ひと月の半分以上（※）についてサービスを提供。
　　　・かつ、２か月継続してサービスを提供し、その提供にあたり申請する自動車等を

使用している。

　　　　３.令和４年６月中に新規指定、もしくは休止から再開した場合
　　　・ひと月の半分以上（※）サービスを提供し、その提供にあたり申請する自動車等を

　使用している。

　　　　　　（※：指定日（休止から再開した日を含む。）の属する月は、指定日から当該月の

末日までの間の半分以上とする。）

〇令和４年７月１日において、事業所として指定され、上記２に掲げるサービスを提供していること。

〇事業者がサービスを提供するにあたって、対象期間に事業者が所有する自動車等を使用し、当該自動車等に使用したガソリン及び軽油にかかる費用を事業者が負担していること。

３．支援金支給額

　　　サービス種別ごとの支援金支給額については下記ホームページをご覧ください。

４．大阪府ホームページ

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshido/jiritu_top/nenryouhisienkin.html>

|  |
| --- |
| 問い合わせ先<燃料費高騰対策支援金に関すること>大阪府 障がい 支援補助金コールセンター（平日９：３０～１７：００）電話：０６ー６９４４ー７２４３ |